第2章 地域福祉サポートサービスの開発・利用

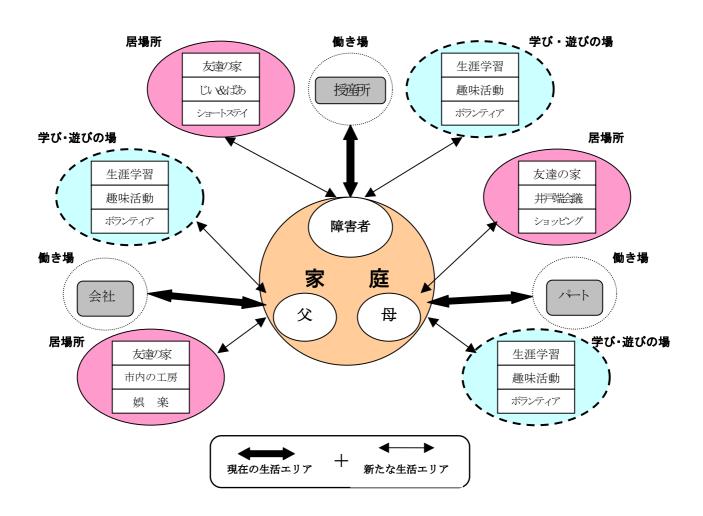
1 地域生活の3つの場づくり

一障害者と暮らす家族が理想とする生活スタイルー

地域で普通に暮らすということは、

「今日は、家族がそれぞれ好きなことをやれた1日だったね」と言える暮らし

(障害者施策審議会Bグループの障害者と暮らす家族の意見から):



-3つの場(居場所、働き場、学び・遊びの場)-

居場所





働き場





学び・遊びの場





(1)地域での居場所づくり

◆ 概要

かつては、地域の中には気のあった仲間がいつも集まる家や店などがあり、軒先や店 先で雑談や情報交換をする光景がみられました。ここに集まる人たちは、何かをするこ とを目的に集まるのではなく、ただ「自分にとって居心地の良い場所」として集まって きます。こうした居場所は、地域での交流の場として新たな人との出会いを生み、仲間 づくりの重要な役割を果たしています。また、こうしてできた「気のあう仲間」は、相 談したり励ましあったりと「互いに支えあう仲間」として心強いものになっていること から、地域での居場所づくりが必要です。

◆ 現状

最近では、地域の中に居場所を持てず、地域へ出ていくことなく、家に引きこもる生活を送る人が増えています。

平成11年度から高齢者の居場所として「宅老所」の整備を進め、高齢者だけでなく子どもとのふれあいの場にもなっています。また、平成14年度には「高浜いちごプラザ」を開園し、子育て中の親子が気軽に集える居場所として利用しています。しかし、地域での支援を最も必要とする障害者にとっては、地域での居場所を確保することはまだまだ難しい状況にあります。そのため、「168人(ひろば)委員会」のあるグループでは、実験事業として、グループメンバーをはじめ障害者とその家族が公民館に集い、みんなで昼食会の準備をし、みんなで楽しく語りあう「みんなの家」を始めました。

また、別のグループでは、市内の小・中学生、高校生に対してアンケート調査を行い、 その結果を踏まえて、児童・生徒の健全な居場所について提案しています。

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉事業推進

- 1 こころん福祉サービスの推進・開発
- (1) 地域みんなによる地域福祉の推進 (P17)
 - ・ 「高浜いちごプラザ」が地域に根付いた場所となるように、関係機関との連携を密に事業を開催することにより、子育て親子が気軽に集い、語りあうことのできる場をつくり、子育ての負担感を軽減し、安心して子育てのできる環境を整えます。

(2) 共生型事業の展開 (P19)

・ 新たな情報発信の拠点づくりとして、地域の拠点になりつつある宅老所を活用し、住人のみなさんと力を合わせて取り組みます。

居場所を必要とする人に必要な居場所を選択できるように、まち全体を居場所のフィールドとして捉え、新たな居場所を発掘・創出していくとともに、多くの人が利用しやすいように、居場所情報の発信に努めます。

また、公共施設をはじめとする既存施設を活用した障害児(者)と親同士の集いの場づくりを支援するとともに、中学生や高校生が気軽に集い、学び、遊べる居場所づくりに努めます。

実施事項	実施期間 平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
居場所公募制度の創設	INDUBURABABABA
既存施設を活用した障害児(者)と親同士の集 いの場づくり	
中学生・高校生の居場所づくり	
居場所情報の提供	D000000000000000000000000000

◆ 168人(ひろば)委員会からの意見

- ▶養護学校へ通う親子にとって夏休みというのは、一人で自由に遊べない障害児と保護者は家に閉じこもりの生活となり、保護者はくたくたに疲れ、体調を崩すこともあるため、障害児の一時預かりとなる地域での居場所が強く望まれている。
- ▶小地域の中での横のつながり、世代のつながりの大切さが出され、つながりを待てる場、機会づくりの必要性が唱えられた。また、地域にある、誰でも気軽に行ける場の創設の必要性も唱えられた。
- ▶ 障害を持つ子が集まれるところ、自閉症児の親同士の交流ができるところが欲しい。そこから地域との交流へと広がっていけるといいのではないか。

―「みんなの家」の風景―



(2)地域での働き場づくり

◆ 概要

障害者の多くは、社会参加や経済的自立のため一般企業などで働く一般就労を希望しています。しかし、経済の低迷による厳しい雇用環境や障害者自身の就労に対する不安などにより、一般就労に結びついていないのが現状です。また、高齢者も、いきがいを持って生涯現役として働くことを望んでいるため、地域での働き場づくりが必要です。

◆ 現状

高齢者や障害者の働き場を確保することは、産業の機械化や低コスト化に加え、さらには、長引く経済不況などによりますます困難な状況にあり、働きたくても働くことのできる場がないのが現状です。

しかし、一般企業で雇用困難な知的障害者・精神障害者などの福祉的就労の場として、「授産所高浜安立」、「あおみ」「センター」があり、働くことを通して自活訓練をしています。一方、高齢者の働き場としては「シルバー人材センター」などがあり、長年培ってきた能力や技術を活かすことのできる"いきがいの場"にもなっています。

こうした状況のなかで、高齢者の介護予防拠点施設であるIT工房「くりっく」では、 障害者を対象としたパソコン講座を開催しており、技術を習得することによって一般就 労や起業化へつながることが期待されています。

―パソコン講座の様子―



事業者や商工会などの参画を得て、いきいき広場に雇用に係る情報を集め、高齢者や 障害者などにその情報を発信することにより、事業者と障害者などを結びつけるコー ディネート(雇用コーディネートシステム<プラットホーム型>)を行うとともに、障 害者の就労に向けた「就労カルテ」の整備を検討します。

また、事業者と地域の連携を強化し、地場産業を活かした「すきま仕事」を掘り起こすなど起業にむけた支援を行い、地域での働き場の確保・創出に努めます。

一方、障害者自身の就労に対する不安を解消するため、技術面においては雇用先の協力を求めるとともに、また、精神面においては地域の居場所づくりを推進することで対応します。

中恢重语	実施期間
実施事項	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
雇用コーディネートシステム (プラットホーム型) の構築	(SSSSSSSSSS)
「就労カルテ」の整備	**************************************
地場産業を活かした「すきま仕事」の掘り起こ し	Innonononono p

◆ 168人(ひろば)委員会からの意見

- ▶ それぞれの障害にあった仕事は必ずあるはず。障害者を理解しあうことが新たな働き場の創出につながる。
- ▶障害者の就労の場として、地場産業である養鶏場を活用してはどうか。

(3)地域での学び・遊びの場づくり

◆ 概要

障害者が求める自立とは、経済的自立と身辺自立だけではありません。障害があっても、自己選択・自己決定をするなかで、一人ひとりが精神的に自立した生活を営む権利があります。

最近では、障害者も自己実現を図るために、生涯学習への取り組みを希望する人が増えています。また、障害者も働くだけの人生ではなく、学んだり、楽しんだりすることも重要です。このことは、障害者のみならず高齢者も同じです。人生を心豊かに送るためにも、地域での学び・遊びの場づくりが必要です。

また、児童においては、平成14年度から実施された「総合的な学習の時間」や、学校週5日制による土、日曜日の居場所づくりを、学校・家庭・地域などが連携して取り組むことが必要とされています。

◆ 現状

IT工房「くりっく」では、高齢者や障害者が、パソコンの経験や興味のある高齢者からパソコンの操作などを学んでいます。

「ふらっとカレッジ」では、いろんな顔を持った地域の人たちが暮らしを楽しみ、安心して住めるまちを創造していくため、お互いに学びあい、交流を深めながら暮らしの提案をしています。

ものづくり工房「あかおにどん」では、一般企業を退職した高齢者や地域の職人による指導のもと、子どものおもちゃやリハビリ道具などを製作しています。また、高齢者や障害者が使いやすい用具や衣服を製作する学習会も始まっています。

―ものづくり工房「あかおにどん」で製作された作品―



高齢者、障害者及び児童のそれぞれのライフステージにあわせ、地域の人材や資源を 活用した生涯学習や、遊びのメニューを提供する学び・遊びの場づくりに努めます。

実施事項	実施期間
大心争快	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
学び・遊びの場・達人公募制度の創設	10000000000000000000000000000000000000
既存施設を活用した学び・遊びの場づくり	
学び・遊びの場の情報提供	10000000000000000000000000000000000000
障害者にも配慮した生涯学習講座の開催	**************************************

◆ 168人(ひろば)委員会からの意見

- ▶障害者を対象とした生涯学習講座が少ない。
- ▶障害者だって専門の指導者による本物の学習を受けてみたい。
- ▶地域には自分の特技や能力を地域で活かしたいと思っている人はたくさんいるけど、活かせる方法が分からないでいるのが現状。

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉事業推進

- 1 こころん福祉サービスの推進・開発
- (1) 地域みんなによる地域福祉の推進 (P17)
- ② 住人協働(宅老所、IT工房、ものづくり工房、サロン「赤窯」)
- ・ 「寝たきり、痴呆にならない・しない・させない・高浜方式」推進のため、宅 老所・IT工房の内容をさらに充実していきます。
- ・ 地域とも連携し、開かれた施設を目指すとともに、住人・生涯学習・まちづく りの発想も連携していきます。
- ・ 関連施設として整備されている「ものづくり工房」、サロン「赤窯」とも連携しながら事業を推進します。
- ・ 住人ばかりでなくNPO等の多様な主体の参画を求めることが必要となるため、社協も住人のみなさんとの意思疎通、・行政と住人とのコーディネート役を、地域福祉の実現のために担っていきます。

2 地域生活志向のケアマネジメント

(1) いきいき広場総合相談窓口の機能充実

◆ 概要

総合相談窓口では、高齢者や障害者に限らず、地域で福祉に関する様々な問題を抱える住民の身近な相談や調整などに対応することが必要です。

そこで、「いきいき広場」の総合相談窓口を地域住民の身近な総合相談窓口として、 様々な生活課題に対する不安の解消や、課題解決に向けた専門機関や当事者団体などへ の適切な橋渡しなどにより、より質の高い地域生活を送れるように支援するための機能 充実が必要です。

◆ 現状

平成8年、旅行代理店をイメージした「いきいき広場」を開設しました。また、平成 11年6月には介護保険制度の導入に向けて、多様なケースに対応できる相談体制の確立と、多岐にわたるサービスを横断的に調整するため、「いきいき広場」に総合相談窓口を設置しました。

総合相談窓口は、行政、在宅介護支援センター、地域福祉サービスセンター、日本福祉大学高浜事業室の職員で構成し、その職種も保健師、介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、ケアマネージャー(介護支援専門員)、高齢者権利擁護専門員などの専門職を配置しました。

また、介護保険の初期相談から要介護認定の手続きやケアプランの作成、福祉サービスからインフォーマルサービス(地域住民やボランティアなどが提供するサービス)にいたる調整や健康面及び生活面の相談など、高齢者の生活課題を一つの窓口で対応できるようにしました。

しかし、障害者や地域住民が抱える生活課題に関する相談体制は、十分とはいえない 状況です。

ケアマネジメントの質の向上を図るために、県が主催する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を積極的に受講するとともに、一層充実した各種施策の横断的研修に努めます。また、各部局との連携を強化し、横断的な対応を図り、専門機関や当事者団体との協働による相談体制を確立します。

実施事項	実施期間
大胆中央	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
障害者ケアマネジメント従事者の育成及び配 置	
職員に対する各種施策の横断的研修の充実	
専門機関や当事者団体との協働による相談体 制の確立	***************************************
就労・生活相談機能の充実	

◆ 168人(ひろば) 委員会からの意見

- ▶ どこへ相談していいのか分からない事って結構ある。誰もが気軽に利用できる相談窓口があると 安心できる。
- > 高齢者・障害者・子どもが気軽に相談できる窓口の整備。(総合相談窓口体制の整備)
- ▶障害者が働く場合、雇用側だけでなく当事者やその家族も様々な不安を抱いていることから、相談機能を充実させる必要がある。

高浜市地域福祉活動計画

第3章 社協主体の福祉事業推進

- 1 社会福祉協議会事業の円滑な運営
- (4) 地域生活を支える社協事業の充実 (P24)
 - ・ 地域福祉サービスセンターは、障害者福祉の整備に向け、総合相談機能の充実や 障害児・者、母子家庭等の「福祉カルテ」への登録を推進し、在宅介護等の総合 的なバックアップを実践する地域の拠点を目指します。
 - ・ 障害者の生活・福祉課題を総合的に把握し、公的サービスや近隣住民による生活 支援ネットワークの活用、地域福祉権利擁事業との連携、新たなサービス開発の 取り組みなど相談支援事業の充実に努めます。

(2) ケアマネジメントシステムの充実

◆ 概要

ケアマネジメントとは、高齢者や障害者の生活における課題をニーズとしてとらえ、フォーマルサービス (制度上のサービス) やインフォーマルサービスを適切に結びつけ、より質の高い地域生活を支援していくことです。また、ケアマネジメントによって当事者やその家族は、「見守り」による安心や、人生への「希望」を得ることもできます。

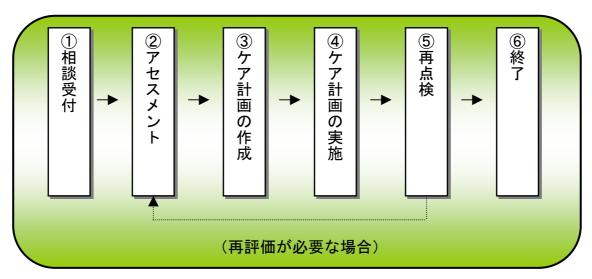
ケアマネジメントシステムは、①相談受付②アセスメント(ニーズ及び社会資源の把握)③ケア計画の作成(ケア会議の実施による)④ケア計画の実施⑤再点検⑥終了といった一連の過程のなかで、様々な人と関係機関により行われます。また、ケアマネジメントの質を高めるためには、個々のニーズに対して地域の資源を結びつけるだけではなく、資源の充実を図るとともに、当事者のエンパワメントにも配慮することが必要です。

平成15年4月から始まる障害者福祉の新たな仕組みである支援費制度においても、また、様々な生活課題を抱えた地域住民に対しても、介護保険制度と同じようなケアマネジメントシステムの導入が求められています。高齢者や障害者だけでなく、すべての地域住民の生活の質を高めていくうえでも、また、地域福祉を推進していくうえでも、このシステムの充実を図ることが必要です。

◆ 現状

ケアマネジメントシステムによるケアマネジメントは、介護保険制度における要介護 認定を受けている高齢者に対して行われています。しかし、障害者や様々な生活課題を 抱えた地域住民などにおいては、十分とはいえない状況です。

―障害者ケアマネジメントの過程―



介護保険制度によるケアマネジメントシステムに、障害者をはじめケアマネジメント を必要とする人も含めた、総合的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

また、ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域や各種関係機関・団体などとの 連携を図りながら地域資源の把握・開発を行うとともに、チーム方式(複数の担当者) によるケアマネジメントシステムの導入に努めます。

さらに、要介護認定の申請をした高齢者や福祉サービスを利用している障害者の身体の状況や福祉サービスの利用状況などを管理している「福祉カルテ」に、保健センターが所有する住民健診データなどと連動させた「福祉健康カルテ」を構築し、ケアマネジメントシステムの充実を図ります。

実施事項	実施期間 平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
総合的なケアマネジメントシステムの構築	
チーム方式によるケアマネジメントシステム の導入	1808080808080808080808080
地域資源の把握・開発	100000000000000000000000000000000000000
「福祉健康カルテ」の構築	***************************************

高浜市地域福祉活動計画

第3章 社協主体の福祉事業推進

- 1 社会福祉協議会事業の円滑な運営
- (3) 福祉人材育成の充実 (P24)
 - ・ 障害者ケアマネジメントは、障害者のニーズに対応し、支援費制度を活用した サービスをはじめ、その他の保健福祉サービス、インフォーマルなサービスや 活動も包括した総合的な支援方策を策定し、運営していく取り組みで、身体障 害者・知的障害者・精神障害者の各ケアガイドラインを活用した取り組みに努 めていきます。
 - ・ 障害者の生活・福祉課題を総合的に把握し、公的サービスや近隣住民による生活支援ネットワークの活用、地域福祉権利擁事業との連携、新たなサービス開発の取り組みなど相談支援事業の充実に努めます。

(3) 緊急時のための地域生活支援サービス

◆ 概要

高齢者や障害者の介護をしている家族にとって、突然の事故や病気などの緊急時に、 家族に代わって当事者の介護を行い、当事者も安心して地域生活を続けられる地域生活 支援サービスを充実することが必要です。なお、こうした支援サービスは高齢者や障害 者だけでなく、単身者や母子家庭などにおいても整備することが必要です。

また、平成14年4月には東海地震防災対策強化地域に指定されるなど、災害時における支援体制の整備を進めることが必要です。

◆ 現状

市内には、高齢者の緊急時のサービスとして、「ケアハウス高浜安立」のゲストルームや生活支援ハウスで行うショートステイ(一時預かり)がありますが、障害者や母子家庭の人が緊急時に利用できるサービスはありません。

また、災害時の支援体制として、一部の地域では高齢者や障害者の安否確認ができるマップづくりを行うなど、救援体制の整備に取り組んでいます。

◆ 推進課題

高齢者や障害者の緊急時のための地域生活支援サービスとして、レスパイトサービス (介護者に代わって一時的にその役割を担うこと)の普及・支援を行います。また、単 身者や母子家庭については、ボランティアグループ及びセルフヘルプグループなど住民 相互の協力によるサービスの普及・支援を行います。

災害時の避難所として指定されている「特別養護老人ホーム高浜安立」、「こもれびの 里・高浜」、「授産所高浜安立」などの福祉施設を、高齢者や障害者などが優先的に利用 できるように配慮するとともに、町内会の支援体制づくりにも支援します。

実施事項	実施期間
关心争填	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
レスパイトサービスの普及・支援	
住民相互の協力によるサービスの普及・支援	
災害時における町内会の支援体制づくりへの 支援	(8000000000000000000000000000000000000

◆ 168人(ひろば) 委員会からの意見

- ▶災害時等における災害弱者支援については、民生委員と町内会との連携や隣人同士の助け合いが 重要。
- ▶災害時の住民安全確保のためのネットワーク(地域の団体)づくりが必要。
- ▶地域の「防災マップ」を作ってみたらどうか。

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉事業推進

2 ボランティアの推進

(2) 災害ボランティアへの支援 (P22)

- ・ 災害ボランティアコーディネーターの養成講座開催し、住人のみなさんが 災害時の対応や災害ボランティアに対する理解が図れるようにします。
- ・ 町内会に災害ボランティアコーディネーターを配置し、町内会組織が自主 防災組織としての役割を果たせるよう支援をしていきます。
- ・ 社協の設置する災害ボランティア支援本部と各町内会の自主防災組織とが協働し、地域に根ざした迅速な対応ができるよう全市的な取り組み体制を整えます。

第3章 社協主体の福祉事業推進

- 1 社会福祉協議会事業の円滑な運営
- (4) 地域生活を支える社協事業の充実 (P25·26)
 - ・ ふれあいサービスについては、協力会員数の減少や家事・介護の援助はシルバー人材センターでも提供していることから、関係機関と調整し活動内容や運営方法を見直し、各種サービスの隙間を埋め市民生活をサポートします。
 - ・ ふれあいサービスの中でも利用率の高い移送サービスについては、運転手 としての協力会員の増員や、貸出車である「こころん号」を活用しサービ スの充実に努めます。
 - ・ 県社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」及び市の「生活支援員派遣制度」の普及・啓発に努めるとともに、気軽に相談できる初期相談窓口を充実します。

3 当事者のエンパワメント

(1) 利用者と事業者の対等な関係づくり

ア、苦情解決のシステム

◆ 概要

介護保険制度及び支援費制度の導入により、福祉サービスの利用が行政の措置から当事者と福祉サービス事業者(サービス事業者)間の契約によることとなり、サービス利用に当たっては利用者の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援するため、苦情解決システムの充実を図ることが必要です。

したがって、障害者福祉サービス、保育サービス(保育園)においても、その意見、 苦情を聞き、的確にサービスに反映させ、質の向上を目指す苦情処理体制を構築するこ とが必要です。

◆ 現状

高齢者の介護保険サービスに係る苦情処理については、愛知県の国民健康保険団体連合会の苦情処理体制において行われます。さらに、本市では苦情を受け付けるため、いきいき広場やサービス事業者の各窓口に「介護保険サービスご意見箱」を設置しています。しかし、利用者の遠慮や介護相談員、地域ケア会議、ケアマネージャーのモニタリングなどにより、苦情に至るケースを未然に防止できていることもあり(事前対応型)、苦情が上がってこない状況です。また、介護相談員、民生委員、居宅介護支援事業所との意見交換による苦情の吸い上げルートを加えたことで、利用者、事業者の双方が納得できる処理体制が構築されつつあります。しかし、障害者や子ども(保育園)の分野においては十分ではありません。

障害者福祉サービスや保育サービス(保育園)に対する苦情解決システムは、介護保 険制度の考え方を取り入れて構築します。このため、高齢者福祉分野と障害者福祉分野 に設置している審議会を統合し、当該審議会においてトータル的な苦情処理を行います。

実施事項	実施期間
	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
福祉審議会への苦情処理機能の付与	

◆ 168人 (ひろば) 委員会からの意見

▶ サービス利用者と事業者の対等な関係の構築が必要ではないか。(苦情解決システムの構築、 福祉相談員制度の整備など)

イ、情報システムの整備

◆ 概要

福祉サービス利用者が、地域での自立生活を実現させるためには、自分にあったサービスを安心して選択できるよう、適切かつ十分な情報を提供するとともに、気軽に情報を得られるシステムづくりが必要です。

◆ 現状

福祉サービスの利用に関する情報については、広報誌や市のホームページなどによって提供していますが、一部の情報については、いきいき広場総合窓口でしか得られないものもあります。また、利用者が地域で生活をしていくうえで必要となるサービス事業者に関する情報も、利用者には十分に提供されていません。

◆ 推進課題

インターネットなどによる掲示板を活用し、利用者やサービス事業者などの情報交換の場を設けるとともに、利用者のニーズ把握に努めます。また、いきいき広場総合相談窓口でしか得られなかった情報については、市ホームページなどを活用し、積極的に提供します。なお、サービス事業者からの情報が十分提供されるよう、事業者が行う情報発信についても協力・支援します。

このような情報が、効率的に提供され、効果的に利用されるには、福祉サービス利用者、行政、サービス事業者などの連携のもとに推進していくことが重要であるため、新たな情報システムの整備に努めます。

実施事項	実施期間
大儿童女	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
行政からの情報発信の充実	***************************************
事業者の情報発信に対する協力・支援	Inconconconc

◆ 168人(ひろば)委員会からの意見

- ▶サービス利用者の個人の尊厳と自己選択の保障(福祉サービスについて住民に十分に周知させるとともに、サービス提供者側の情報開示、説明責任を義務付けるシステムの整備・福祉マップづくり)
- ▶ 効果的・効率的な情報システムをどうつくるか
- ▶住民が記者・編集委員になって広報を作ってみよう
- ▶ I Tに自分たちの活動案内を載せるなど工夫しよう
- ▶ 相談窓口を大きくして満足できる情報を得よう
- ▶効果的な情報提供を検討、議論するなかで、「関心のない人への対処法はない。」という意見が出たが、関心を持った時に「どこへ行けば、どんな情報があるか。」という情報を提供することの必要性がある。

高浜市地域福祉活動計画

第2章 住人主導の地域福祉推進事業

- 1 こころん福祉サービスの推進・開発
- (2) 共生型事業の展開 (P19)
 - ~ 新たな情報発信拠点の実現に向けて ~
 - ・ 地域の情報を共有し、住人のみなさんによりさらに一歩進んだまちづくりを実現できるよう、 I T工房ボランティアスタッフと連携を図るなど、町内会の情報発信を支援します。
 - ・ 各町内の見所などを社協のホームページで紹介したり、各町内会のホームページとリンクさせるなどして連携を図り情報発信に努めます。
 - ・ 新たな情報発信の拠点づくりとして、地域の拠点になりつつある宅老所を活用し、住人のみなさんと力を合わせて取り組みます。

ウ、地域での相談活動

◆ 概要

いきいき広場総合相談窓口を福祉の総合相談窓口として位置付け、充実していきますが、地域での相談体制を充実することが必要です。サービス事業者は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、利用者との対等な関係づくりを積極的に推進するうえでも、地域生活支援に関する様々な相談に応じられる体制づくりが必要です。

このため、社会福祉施設や社会福祉協議会などのノウハウを活用した、身近な相談体制を築くことが必要です。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員、母子相談員、家庭児童相談員などの各種相談員についても、いきいき広場総合相談窓口やサービス事業者とのネットワーク化を図り、積極的に地域に出向き、福祉サービス利用者などの相談に応じられる体制づくりが必要です。

こうした地域での相談体制を築くことによって、利用者などの知識・意識が高められ、 発信される様々な情報も生きたものとなります。

◆ 現状

サービス事業者による相談体制としては、高齢者に対する在宅介護支援センターや、 弁護士による心配ごと相談を行う社会福祉協議会などがありますが、相談体制は十分と は言えない状況です。

また、各種相談員が地域において相談活動を行っていますが、多様化している現代の ライフスタイルに的確に対応した相談機能が発揮できなかったり、地域生活を支援する 相談体制のネットワーク化が図られておらず、十分な相談体制でないのが現状です。

地域での十分な相談活動ができるように、各種相談員等に対して研修会を開催するなど、その活性化を進めます。

また、各種相談員と民生委員・主任児童委員、サービス事業者やいきいき広場総合相談窓口などとのネットワーク化を図り、相談体制を強化するとともに、在宅介護支援センターを支援している相談協力員の活用や地域での相談の場として当事者団体の協力を得るなど、地域に積極的に出向く新たな相談体制の構築に努めます。

実施事項	実施期間 平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
身障・知的・母子相談員、主任児童委員などの 研修の充実	***************************************
相談体制のネットワーク化	10000000000000000000000000000000000000
相談協力員の活用	HONONONONONON
地域での相談の場の確保	

◆ 168人 (ひろば) 委員会からの意見

▶ 地域において、いつでも、誰でも、どんなことでも相談できる「アンテナショップ的相談所」の ようなものができないか。

高浜市地域福祉活動計画

第3章 社協主体の福祉事業推進

- 1 社会福祉協議会事業の円滑な運営
- (4) 地域生活を支える社協事業の充実 (P24·26)
 - ・ 地域福祉サービスセンターでは、障害者、母子、父子などの相談などに応じ、「福祉カルテ」によるアセスメントからケアプラン作成を行っています。今後は、障害者福祉の整備に向け、総合相談機能の充実や障害児・者、母子家庭等の登録の推進をし、在宅介護等の総合的なバックアップを実践する地域の拠点を目指します。
 - ・ 障害者の生活・福祉課題を総合的に把握し、公的サービスや近隣住民による生活支援ネットワークの活用、地域福祉権利擁事業との連携、新たなサービス開発の取り組みなど相談支援事業の充実に努めます。

(2) 新たな質の確保

ア、第三者評価制度の普及

◆ 概要

福祉サービスの多くは、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する 措置から、利用者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結んでサービ スを利用する制度へと移行しました。

第三者評価制度は、福祉サービスを当事者(事業者及び利用者)以外の第三者が評価することにより、サービス事業者が自己の事業運営における具体的な問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上を図るための制度です。また、その結果は公表されることにより、利用者の適切なサービスの選択にもつながります。

こうしたことから、様々な分野で導入が検討されており、支援費制度の対象となる障害者福祉サービスにおいても、取り入れていくことが必要です。

また、有償ボランティアサービスにおいても、サービス提供者とサービス利用者が対 等な関係にあることから、自己評価によりサービスの質の向上に努めることが必要です。

◆ 現状

介護保険サービスや保育サービス(保育園)については、既に第三者評価制度を導入し、評価結果についてはサービス事業者が改善に取り組み、質の向上に努めています。 さらに、福祉サービスの質の向上を図るため、介護保険サービスでは、介護スタッフの 現任研修、職種横断的な総合研修、ケアマネ―ジャーやヘルパーを対象とした研修会を 開催しています。

障害者福祉サービスにも介護保険と同様に、第三者評価制度を導入します。導入にあたっては、高齢者福祉分野と障害者福祉分野に設置している審議会を統合し、当該審議会おいてトータル的な第三者評価を行います。また、評価項目、評価基準などについても随時、見直しを図ります。

なお、有償ボランティアサービスについては、自己評価制度を検討します。

実施事項	実施期間
天心争块	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
福祉審議会への第三者評価機能の付与	10000000000
有償ボランティアサービスに対する自己評価 評価制度の検討	MONONONONO

イ. 福祉相談員制度の創設

◆ 概要

介護保険制度においては、福祉サービスの利用者からのサービスに関する疑問や不満について相談に応じる介護相談員制度があります。この制度は、当事者(事業者及び利用者)以外の第三者が相談に応じることから、利用者が気軽に、安心して利用することができます。そのため、介護保険の対象者だけでなく、福祉サービスを利用する障害者などへも広げていくことが必要です。また、相談員活動を充実するためには、幅広い相談員とのネットワークを構築することも必要です。

◆ 現状

介護保険制度における本市の介護相談員は、実際にサービスが提供されている場を訪れ、利用者から直接、疑問や不満を聞くことで不安を解消するとともに、サービス事業者に対しては、利用者からの声を直接伝えるなどサービスの質の向上を図ることを目的として活動し、利用者からの高い評価を受けています。

介護相談員制度を福祉全般における福祉相談員制度へと拡充します。また、相談員活動の充実を図るため、身体・知的障害者相談員をはじめとした各種相談員や民生委員・ 児童委員とのネットワークを構築するとともに、研修会を開催します。

実施事項	実施期間
	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
福祉相談員制度の創設	
各種相談員とのネットワークの構築	10000000000
研修会の開催	

ウ. 福祉サービス事業者間のネットワークの確立

◆ 概要

高齢者や障害者などが、地域で暮らしていくためには、当事者にあった質の高い様々な福祉サービスが地域において提供されることが必要です。そのため、福祉サービス事業者間のネットワーク化を図り、それぞれが所有する情報を共有し、新たなサービスの開拓・開発をすることが必要です。

◆ 現状

高齢者福祉の分野では、サービス事業者が参加する地域ケア会議や職種横断的な研修会を定期的に開催し、事業者間の情報の共有化やサービスの質の向上に努めていますが、新たなサービスの開拓・開発には結びついていません。

なお、いきいき広場総合相談窓口では、行政、社会福祉協議会、在宅介護支援センター が得た情報を社会福祉協議会の「福祉カルテ」に集約し、共有化することによって、各 種相談やケアマネジメントにおいて効率的に活用されています。

いきいき広場総合相談窓口の充実を図るためには、高齢者福祉サービスだけでなく、 障害者福祉サービスや児童福祉サービスに関する情報を充実することが必要です。その ため、障害者福祉や児童福祉においても、地域ケア会議を開催し、サービス事業者間の ネットワークを確立します。また、こうしたネットワークを活用した新たなサービスの 開拓・開発化にも努めます。

実施事項	実施期間
入心中央	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
障害者福祉や児童福祉分野におけるサービス 事業者が連携した地域ケア会議の開催	
福祉サービス事業者間のネットワークの確立	10000000000000000000000000000000000000

(3) 子どもとおとなのパートナーシップ

◆ 概要

地域生活では、年齢や障害の有無に関係なく、地域に暮らす人々が相互に役割を確認し、地域の一員として社会参加することが重要です。

地域の一員である子どもが社会参加するためには、子どもとおとなのパートナーシップのもとに、子どもの権利を擁護することが必要です。また、地域が主体となって、子どもの成長と福祉の推進を図ることも必要です。

◆ 現状

家庭崩壊、虐待、地域での遊び場や居場所の不足などにより、子どもが地域で健康な生活を送ることが困難な状況から、1989年(平成元年)に国連で採択された「こども権利条約」が、我が国においても平成6年に発効され、子どもの権利に対する関心が高まりつつあります。

本市では、平成12年に全国で初めて住民投票条例を制定しました。これは、投票によって示された住民の総意を市政に的確に反映し、住民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としています。また、平成14年9月には投票資格年齢を満20歳から満18歳に引き下げ、若者の社会参加を促進するとともに、大人としての権利と責任の自覚を促しています。

また、「168人(ひろば)委員会」の参加資格を小学生以上としたり、計画策定委員には高校生を加えるなど、子どもの社会参加を促進する環境づくりを進めています。

すべての子どもが、主体となって社会参加し、子どもの自己実現が図られるよう支援 します。

不登校の問題やおとなの支援を必要とする子どもに対する理解を深め、子どもが健やかに育つことのできる環境を整備するなど、子どもの権利擁護を地域全体で推進します。そのため、子どもによる「子ども権利擁護憲章」を制定するとともに、CAP(子どもへの暴力防止)プログラムを導入します。

また、学校週5日制への対応として平成14年度から始まった「子ども文化クラブ」 や「少年少女発明発見クラブ」をさらに充実します。

実施事項	実施期間
	平成 15 年度 平成 17 年度 平成 19 年度
子どもによる「子ども権利擁護憲章」の制定	*******************************
「CAPプログラム」の導入	************************
「子ども文化クラブ」、「少年少女発明発見クラブ」の充実	100000000000000000000000000000000000000
地域、幼稚園・保育園、小学校との連携の強化	************************

◆ 168人(ひろば)委員会からの意見

- ▶子ども権利って初めて知った。もっと知りたい。
- ▶ いじめられても相談する人や場所がない。見て見ぬ振りをする人が多い。
- >子どもを虐待する親がいる。
- ▶居場所がない。

高浜市地域福祉活動計画

第3章 社協主体の福祉事業推進

- 1 社会福祉協議会事業の円滑な運営
 - (2) 子どもが暴力から自分を守るための「CAPプログラム」の普及推進 (P23)
 - ・ おとなや子どもが一緒に考え、子どもが本来持っている力(エンパワメント)を 引き出せるよう支援するための「CAPプログラム」を普及推進するため、小・ 中学校などへの導入時に対する助成制度を創設します。